

2023 年度 長野県教育研究集会 課題提起

1 はじめに

3年にわたるコロナ禍は、子どもたちの学びと生活に大きな影響を及ぼしました。学校では給食の黙食をはじめ会話や行動の抑制で我慢を強いられ、家でも不自由な生活を余儀なくされました。こうしたことから、子どもたちの抱えているストレスは非常に大きなものになっていると考えられます。さらに、諸物価高騰による家計への打撃が子どもたちの健康と成長に重大な影響を与えています。国は全数調査をやめ、「コロナ後」に向けて経済活動優先の政策に舵を切り、5月には「5類感染症」に移行しました。類型が見直されても一定の割合で重症の患者は発生し、リスクが高い人たちを受け入れている高齢者施設は、これまでと同じように感染対策を徹底しなければならず、その負担はこれまでと変わらず重い状況にあります。学校においても感染者数の増加があり学級閉鎖が少なからず行われています。

最大の人権侵害である、武力侵攻がロシアによってなされ1年9か月になります。2月の国連総会緊急特別会合で、ロシア軍に「即時、完全かつ無条件の撤退」を要求し、「ウクライナでの包括的、公正かつ永続的な平和」の必要性を強調する決議案を141カ国の賛成で採択しましたが、軍事対軍事ではない解決の道筋を模索することが重要です。ウクライナ情勢に乗じて日本の防衛費を5年間43兆円で対GDP比2%を突破しようとしています。また、「安保3文書」の閣議決定で「敵基地攻撃能力（反撃能力）」保有を決めるなど、平和憲法を踏みにじる動きに対して、平和な世界を希求し人権を擁護することは子どもたちの健やかな成長を保障する上での絶対条件です。本研究集会では、社会環境の激変の中で、私たちは民主的な教育のあり方や目的を教育実践の交流を通して、ともに考え、学びあいたいと思います。

2 格差社会における教育

政府の経済失政で諸物価高騰し家庭と子どもたちの生活を直撃し、コロナ禍を経て、経済的に困窮する家庭が増加しています。「国民生活基礎調査」（2023.7、厚労省）から2021年の「子どもの貧困率」は11.5%（2018年、14.0%）、「子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯の貧困率」は44.5%（2018年、48.3%）と報告されています。8.7人に1人が貧困である点や、一人親世帯の半数近くが貧困であるという事態は大きな問題です。

この状況下、日本の教育費の保護者負担は世界的にも突出している一方で、教育機関への公的財政支出はOECD37カ国中36位と最低レベルです。

厚生労働省によれば、全国の高校進学率は98.8%（2021年）、生活保護受給世帯の高校進学率は93.7%（2021年）、また、高等教育機関への進学率（過年度高卒者等含む）は全国83.8%（2021年）に対して39.9%（2021年）です。経済的な負担が教育を受ける権利を奪っている実態があります。（数値は内閣府、「子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施状況について」と「学校基本調査R4」）

生活保護世帯の子どもの大学・短大、専門学校への進学率調査（2019年度・2020年度、生活保護情報グループ）では、上位の東京都や大阪府が両年度とも40%を超えたのに対し、長野県は24.4%（2019年度、全国35位）、22.4%（2020年度、39位）、30.5%（2021年度、30位）と低位でした。

高等学校等就学支援金は、公私ともに支給対象者を年収910万円未満世帯に制限し、私学の加算支給の対象は年収590万円未満世帯までとなっています。大学・短大、専門学校等への進学における就学支援新制度については、個人要件・機関要件によって、対象者が限定されること等、問題は解消されないままです。制度の改善・拡充をすすめるとともに、大学等学費の引き下げ、給付奨学金の拡充など、権利としての教育無償化、所得制限のない「普遍的な教育無償化」の施策が求められます。

3 「こども基本法」の施行と「こども家庭庁」の設置

日本政府は「子どもの権利条約」を1994年に批准しましたが、30年間、国内法をつくらず現在に至り、このような状況の下、子どもの権利条約に対する国内法と位置付けられた「こども基本法」が2022年6月国会で可決成立し、2023年4月から施行されました。

子どもが意見を表明し、社会参加をすることは重要なことですが、現状は虐待、いじめ、不登校、障害・医療的ケア児、非行、経済的困窮などを始めとする困難な状況に置かれた子ども・若者や、ヤングケアラー、社会的養護経験者（いわゆるケアリーバー）、宗教二世など、様々な状況にあって声を聴かれにくい状況があります。

「こども基本法」は憲法と「子どもの権利条約」の4つの原則、①差別の禁止（差別のないこと）、②子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）、③生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）、④子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）を取り入れています。

「こども基本法」第2条で「こども施策」を規定しており、個人の尊重、基本的人権の保障、適切な養育、福祉にかかわる権利の保障、教育を受ける権利、意見表明、社会的活動への参画など6つの基本理念に基づき行われなければならないとしています。施策実施においては国と地方自治体に責務があるとしていますが、財政措置については実効性が課題として残ります。

学校においては、子どもの権利条約の「条約実施に関する一般的措置」で「あらゆる段階の学校カリキュラムに条約および人権一般の学習を編入すること」と定めており、①子どもたちに子どもの権利条約の学習を保障すること、②校則改善などの学校運営に子どもの参加と意見表明を保障することを実現する必要があります。こども基本法には、子どもコミッショナー／オンブズパーソン制度が盛り込まれませんでした。世界的には、コミッショナー等設置する国は増加していますが、日本の子ども基本法では見送られました。独立した監視機関の設置は子どもの権利保障で必要です。

「こども家庭庁」の設置がされました。当初「こども庁」の名称が使われていましたが、「子どもの基盤は家庭にある」という保守派議員による主張があり、「こども家庭庁」になりました。「家庭」が挿入された理由は、こどもが抱える危機的状況は家庭の問題と密接に関わっており、家庭基盤の支援・充実が大切で、親もこどもとともに育つ（育自）、親育ち支援が必要であるというものです。しかし、これは家庭支援では救えないこどもに目を向け、取りこぼさないという重要な概念を置き去りにしており、多様化といいながら、結局「家庭はこうあるべき」という固定観念の押し付けが行われています。さらに子育ては親がやるものだという見えない圧力があるのではないのでしょうか。

「こども基本法」に基づき、政府はこども施策に関する「こども大綱」を定めなければなりません。「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化し、「こども大綱」を策定します。こども家庭庁のこども家庭審議会（首相の諮問機関）は9月に政策指針「こども大綱」の年内策定に向けた中間整理案を取りまとめました。中間整理案では子どもの権利保障と最善の利益を図るという基本方針が明記されました。今後、当該都道府県はこども大綱を勘案して、「都道府県こども計画」を定め「こども基本法」に基づく「こども施策」を国と地方自治体は実施することになります。

4 「生徒指導提要」改訂

「生徒指導提要」（以下、提要）が12年ぶりに改訂されました。改定は大きな一歩ですが、十分ではありません。提要の中で、生徒指導の定義は「社会の中で自分らしく生きることができる存在へと児童生徒

が、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである」こと、生徒指導の目的は「児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支える」こととしました。また提要では、「子どもの権利条約」や「こども基本法」にも触れられていますが、不登校、いじめ、校則変更など事案ごとの対応に権利保障の観点がなく、子どもが権利の主体であることが明記されていません。

提要は生徒指導のあらゆる場面で、権利を保障した指導を行うための指針が不十分です。各論において子どもの権利の視点の記述がないことも問題です。しかし、使える部分はこれまで以上あるため、子どもの成長と発達や自治的・自主的活動を保障するために「活用」を考えていきます。

この間、校則問題で生徒や保護者が立ち上がり署名を進め、メディアの批判で文科省を動かしました。学校は子どもの意見表明と参加を保障することの重要性を受け止めて、生徒の意見を尊重する学校運営を進めていくことが課題となっています。憲法、「子どもの権利条約」や「こども基本法」の理念に立脚した教育活動が望まれます。

5 第4次教育振興基本計画と教育「大綱」

2023年3月定例教育委員会で長野県第4次教育振興基本計画（2023年-2027年）が決定しました。政策の進捗状況や成果を、成果指標によって数値評価することが記されていることも問題です。特に成果指標設定の考え方では「客観的指標」に加えて「主観的指標」を設定するとしています。生徒児童等の実態把握のために主観的指標を用いて数値化することは、PDCAサイクルによる学校の教育内容の統制につながるものが危惧されます。

第4次計画では、「個人と社会のウェルビーイングの実現」を長野県教育の目指す姿として、その実現には、「探究」や、「探究県」であることが重要だと提起しています。

実現には学校における教職員の労働条件、教職員定数など教育条件整備や社会改革や福祉の事業改善がなされなければならないと言えます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）では「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」（「大綱」）を定めることとなっています。長野県の大綱は第3次長野県教育振興基本計画（2018年-2022年）をもって代えてきましたが、2023年1月の総合教育会議で長野県総合5か年計画が上位計画であるので大綱とすると変更になりました。行政が直接教育政策に介入する可能性が出てきています。

6 学習指導要領について

学習指導要領が幼小中高校で本格実施となりました。学習指導要領は「資質・能力」論を基本として、法律で定められた「学力の三要素」による狭い学力定義となっています。学校教育でどのような学力や能力を育成するのか、様々な議論をしながら教育実践がなされるべきです。

この能力観は競争社会の中、貧困と富裕層の格差が大きくなり生きづらい社会であっても、グローバル人材としてこの状態を受け入れながら、新自由主義の社会活動を支えていけるかどうかというものです。それは旧教育基本法にあったように、教育の目的は「人格の完成をめざし、平和な国家及び社会の形成者として、心理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に満ちた心身ともに健康な国民の育成」とは全く逆方向を向いた学力観だと言えます。

学習指導要領では評価方法や授業方法までが示されています。高校でも観点別評価が始まりました。

「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」が評価項目となっています。学力の三要素の「学びに向かう力、人間性等」が観点別評価によって数値評価されることとなります。本来は数値で置き換えることができない人の評価が、観点別評価で位置づけられることとなります。子どもの成長のためには、どのような学力の育成をするのか議論を積み重ねる必要があります。

学校づくり、教育課程編成においては、目の前の児童生徒の現実から出発して各学校が学校の教育活動の全体計画としての教育課程づくりを進めることを追究し、具体化の方策を検討することが必要です。

7 GIGAスクール構想と授業のICT化

「教育DXを支える基盤的ツールの整備・活用」としてCBTシステム(MEXCBT)の「全国学力・学習調査」での活用や「教科調査の悉皆実施」に向けた機能拡充、「次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの利活用推進」などが提起されています。

「GIGAスクール構想の着実な推進と学校DXの加速」や「教育DXを支える基盤的ツールの整備・活用」として、すべての小・中学校に英語のデジタル教科書を提供したり、「学習者用デジタル教科書普及促進事業」など文科省はデジタル化を推進しています。この中で教科書会社の淘汰と寡占化が進み、教科書の種類の減少が起きています。

「スクールダッシュボード」などのとりくみが各自自治体で始まっています。子どもたちの個人情報市場にさらされ、営利目的で「活用」されかねない状況です。目まぐるしく変わるシステム変更やクラウド化によって、新たな業務が増え、教職員の働き方をひっ迫させています。多くの施策で民間事業者を「活用」するとしており、「公教育の市場化」を進めるものになっています。

児童生徒の学習履歴、個人データを学校教育外の教材会社、学習塾などで「蓄積」「流通」させる計画です。個人情報データの利活用が利潤追求の材料として利用されると同時に個人情報流失の危険性があり人権擁護の観点からも大きな問題を含んでいます。子どもたちの個人情報保護の厳守を最優先にしなければなりません。

長野県は学びの改革支援課内に長野県ICT教育推進センターを設置し授業の研修方法などを発信しています。GIGAスクール構想による1人1台端末導入においては、高校において生徒個人による端末や有料アプリ等の購入による経済的負担が増え、経済格差による教育格差が生じることが懸念されます。

ICTの利活用については、教職員の専門性にかかわる権限事項であり、利用するかどうかの権限を個々の教職員が持つ必要があります。生徒の実態や教職員の判断によらずに、利活用の導入が進むことは授業の画一化をもたらすこととなります。授業内容によっては使わない選択もあることを確認する必要があります。ICT教育におけるデジタルコンテンツの利用については、特定のアプリやコンテンツの使用が強制されると授業の画一化が進行し、教職員個々の専門性に立脚した創造的な授業が失われることが危惧されます。一括の強制を避け、コンテンツの批判的な教材分析を進める必要があります。

8 「生命の安全教育」と「包括的性教育」

インターネットやSNSの影響で複雑化し、暴力的、差別的な情報があふれる中で、性について学ぶ機会は保障されていない状況があります。子ども、若者を取り巻く性的環境は深刻で、男女を問わない子どもの性被害が起きています。性に関するオープンな議論が親や教員を含む大人が避けている現実があります。性の問題がタブー視され正しい知識を得ることができない状況があります。

文科省は2021年から「生命の安全教育」を、性暴力防止プログラムとして開始しました。しかしなが

ら内容は決して十分なものではなく、文科省は「学習指導要領の中には『はどめ規定』があり、性行為は取り扱わないことになっている」としています。性暴力や性被害は何かの説明がないままの「生命の安全教育」で、自分の体を大切にすることや、性暴力に対する正しい認識を身につけることはできないのではないのでしょうか。

「子どもの安全」をめぐる全国郵送世論調査（2023. 9、日本世論調査会）によると、中学の学習指導要領で「妊娠の経過は取り扱わない」とする「歯止め規定」は、なくすべきとする回答が88%、「包括的性教育」を導入した方がよいは64%でした。その理由として正しい知識を得られるからとしています。性教育を始める適切な時期は小学校高学年が52%と最多でした。この結果が示すように、初等、中等教育において、「包括的性教育」の必要性が高まっており、「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」（2018、以下「ガイダンス」）を学校の指針として取り入れることを検討する必要があります。

「ガイダンス」では、「性は人間の生涯にわたる基本的な要素であり、それは身体的、心理的、精神的、社会的、経済的、政治的、文化的な側面をもつ」とし、「包括的性教育」の在り方を提起しています。包括的性教育においては、学習内容や誰も排除しない学習者の包括性が特徴です。主要な概念として、「人間関係、価値観、人権、ジェンダーの理解、暴力と安全確保、セクシュアリティと性的行動、性と生殖に関する健康」など、8項目を設定しています。

「ガイダンス」は、包括的性教育は「公正で思いやりのある社会の構築に貢献する」としており、教育の本質的目的を実現すると言えます。

9 不登校の現在

全国の不登校児童生徒が過去最多となり、長野県についても同様の結果が報告されています。2022年度、県教委が公表した調査結果から、不登校の児童生徒は、9年連続で増加しており、全国と同様に過去最多となっています。2022年度小中学校における不登校児童生徒数は5735人（2021年度、4707人）で前年度から21.8%増加、高校は949人（同787人）で前年度から20.6%増加しています。背景として、「休養の必要性等の浸透、生活環境の変化により生活リズムが乱れやすい状況、制限のある中で交友関係を築くことになった、登校する意欲がわきにくい状況」があったとしています。要因として小中高校では、人間関係をめぐる問題、学業の不振、親子の関わり方、無気力・不安などが挙げられています。特に気がかりなのは、「不登校児童生徒が学校内外で相談・指導等を受けた状況」で過去5年間に、相談・指導を受けていないとする児童生徒が17.5%（2018年度）から32.6%（2022年度）に増加していることです。

文科省は「不登校・いじめ緊急対策パッケージ」を出し、不登校、いじめ、組織的対応を支える取組を提言しました。早期発見、一人一台端末を活用しての相談窓口等定期しています。またスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置充実を打ち出していますが、拡充策のための財政的保障が十分とは言えません。

長野県内では、全小中学校にスクールカウンセラーを、また、教育事務所にはスクールソーシャルワーカーを配置していますが、実際の相談件数・割合は減少しており、実効性のある対策になっているとは言えない状況があります。

学校外の多様な学びの場を保障しつつ、子どもたちにとって、学校が弱さを表出できない環境になっていないか、子どもたちに過度なストレスを与える環境になっていないか、多様性を受容して、支える場所になっているのかを考える必要があります。

また、学習指導や生活指導の中で「学校スタンダード」に象徴される画一的な教育や、国連子どもの権利委員会が勧告している日本の「高度に競争的な教育環境」が学校のどの部分にあるのか問い直し、改善のために何をすべきかを検討する必要があります。

1 0 新たな研修履歴管理制度と自主研修

2022年5月11日に「教育公務員特例法および教育職員免許法の一部を改正する法律案」が国会において可決成立し、教員免許更新制が廃止されました。しかし、同時に教育公務員特例法の改訂により、教員毎に「研修などに関する記録」を行うことを義務付け、校長による「指導・助言」を行うという、新たな仕組みの導入を強行しました。文科省から「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」（2022年8月）が出されました。

2023年度から研修履歴の記入が義務化され、校長による研修受講に関する指導、助言が始まりました。衆参両院の附帯決議には「教員が、探究心を持ちつつ自律的に学ぶこと、主体的に学びをマネジメントしていくことが前提」「研修に関わる教員の主体的な姿勢の尊重と、教員の学びの内容の多様性が重視・確保されるものとするを周知・徹底すること」とあります。研修内容の画一化や硬直化をなくし、学校の実態や教職員の要望に基づく研修を保障すべきであり、研修受講にあたっては教職員の自主性を尊重する必要があります。

支部教研、県教研は自主的で主体的な研修であり校種を越えて実践交流ができる貴重な場となっており、より多くの教職員や市民の参加で継続、発展させます。

1 1 学校統廃合と高校再編

長野県内の少子化と学校統廃合の状況は、公立・国立・私立の小学校・中学校・義務教育学校を合わせた学校の数はこの20年で50校ほど減少していますが、さらに今後5年間で15校以上減少することが計画されており、学校の統廃合は急激に進むことになります。

県内には「小規模特認校」が小学校7校、中学校2校、義務教育学校2校があります。「特認校制度」により、特定の通学区域がなくなり、当該市町村内であればどこからでも就学することができます。少人数で、良好な環境で学べる一方、周辺地域の児童・生徒の取り合いになるなどの問題もあります。

長野県内の高校再編は、「第2期再編の動き」（2023年9月、高教組）のようになっています。県教委は「高校改革～夢に挑戦する学び～再編・整備計画【三次】」を2023年1月決定しました。再編統合による課題は1期再編校でも解消されず積み残しの状況があります。1期再編校の課題解消と同時に2期再編で同じ課題を生じさせないためにも、当該校の生徒や教職員、保護者、地域を含め懇話会での協議や丁寧な話し合いが必要です。既存校や新校の設立には、教育行政による教育条件整備のための財政的な措置、教職員の確保などが必須です。

文科省は、高校の学級規模の現状について、全学年で3学級以下の全日制公立高校は2021年度で全体の4.0%となっていて、30年前に比べて3.4ポイント増加しているとしています。さらに、2021年5月1日時点で全国1741市区町村のうち、公立高校の立地が0ないし1であるものは1129(64.8%)に達していることが明らかにされました。[0が489(28.1%)、1が640(36.8%)]高校の小規模化や学校数の減少により地域の過疎化に拍車をかけることが心配されます。

学校は地域の文化・コミュニティの中心であることを踏まえ、教育条件を低下させる拙速な統廃合につながらないよう、地域と共にある学校の姿について、様々な立場の人と話し合い、地域と学校が力を合わせて学校づくりをすすめることが求められます。

	所在地	校名(すべて仮称)	再編対象校	検討開始年	開校年度	開校学科(数字は募集学級数)	校地
【一次】	小諸市	小諸義塾高校	小諸・小諸商業	2020年	2026年	全日制：普通科(3)商業科(3)音楽科(1) 定時制：商業科(1)	小諸商業
	佐久市	佐久新校	野沢北・野沢南	〃	2029年	全日制：学際領域に関する学科(8) 定時制：普通科(1)	野沢北
	伊那市	伊那新校	伊那北・伊那弥生ヶ丘	〃	2028年	全日制：普通科(6)・特色学科(2)	伊那北
【二次】	中野市	中野総合学科新校	中野西・中野立志館	2021年	検討途中	検討途中	検討中
	須坂市	須坂新校	須坂東・須坂創成	〃	2029年	全日制：農・工・商・普(あわせて7程度)	須坂創成
	辰野町・箕輪町・南箕輪村・駒ヶ根市	上伊那総合技術新校	辰野(商業科のみ)・箕輪進修(工業科のみ)・上伊那農業・駒ヶ根工業	〃	検討途中	検討途中	検討中
	駒ヶ根市	赤穂総合学科新校	赤穂(普通科・商業科)を総合学科へ	〃	2029年	全日制：総合学科(5~7) 定時制：普通科(1)	赤穂
【三次】	長野市	長野東スーパーフレックス新校	長野東・長野定時制・長野吉田戸隠分校・長野商業定時制・長野西通信制	2023年	-	-	-
	千曲市	長野千曲総合技術新校	更級農業・松代(商業科のみ)・屋代南	〃	-	-	-
	東御市	東御清翔高校	夜間部を設置して三部制へ合わせて上田(定)を移管	〃	-	-	-
	岡谷市	岡谷新校	岡谷東・岡谷南	〃	-	-	-
	岡谷市・諏訪市	岡谷諏訪総合技術新校	岡谷工業・諏訪実業	〃	-	-	-
	茅野市・富士見町	茅野富士見新校	茅野・富士見	〃	-	-	-
	塩尻市	塩尻総合学科新校	田川・塩尻志学館	〃	-	-	-
	安曇野市・池田町	安曇野総合技術新校	南安曇農業・穂高商業・池田工業	〃	-	-	-

1.2 教職員の勤務実態と教員不足

県教組の勤務実態調査結果では、2023年6月の超過勤務時間の月平均は80時間26分となりました。「高教組2022労働実態アンケート(時間外勤務時間、10月)」で、高教組では時間外勤務時間(平均)は62時間25分でした。回答者の67%が月45時間以上の時間外勤務を行っています。振休・代休日が取れないと回答した教職員は6割を超えています。

2022年に文科省が実施した勤務実態調査でも、月45時間を超えて残業した教職員の割合は中学校5割、小学校と高校で3割という調査結果が出ました。長時間労働の教職員が依然多く、超勤改善のためには教職員数増や少人数学級などによる負担軽減など教育条件整備が喫緊の課題となっています。多忙化により教職員は子どもと接し人格形成に関わる豊かな教育活動に支障が出ています。また同僚性の希薄化を引き起こし大きなストレスを生み、教職員の離職につながっていることも大きな課題です。精神系疾患を理由に離職した公立小・中・高等学校の教職員が昨年度は全国で953名と、過去最高になりました。

持続可能な勤務環境整備には教職員定数の改善が必須であり、社会問題化している教職員の長時間過密労働、教員不足問題など、学校現場の実情を訴え課題を共有し、生き生きと働ける学校にしていくことが必要です。

1 3 特別支援教育の動き

2023 年 4 月から第 3 次長野県特別支援教育推進計画が実施されています。これは第 4 次長野県教育振興基本計画の個別計画で、特別支援教育にかかわる今後 5 年間の目指すべき基本方向や分野別の取組の方向性を示したものです。幼・小・中・特別支援学校、高校を通じた連携の中で推進計画の取り組みを具現化するためには人的、条件整備面での充実が必要であり、財政的な裏付けがなされなければなりません。

障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）に関しては、「日本では相変わらず、障害に応じた特別な指導・支援は、特別な場（特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室）以外には用意されず、しかもこれらの特別な場は、通常の教育から segregate（隔離）されたものであることも少なくない」と課題があることが指摘されています。すべての子どもたちの発達を保障するインクルーシブ教育の実現のために、通常学級に在籍している障害のある子が求めている教育的ニーズに対応できる通常学級の条件整備はどうあるべきか討議をします。

2023 年度から施行された特別支援学校設置基準が実効性あるものとなるよう、既存校への適用の動きについて状況の交流を行います。全国教室不足調査が 2 年ぶりに行われます。公立特別支援学校の教室不足の状況等の調査では、2021 年度は全国で 3,740 教室の不足がありました。設置基準に照らした条件整備の改善を求めること、さらには人的な措置が行政の責務として取り組まれる必要があることを現場の実態の交流を通じて明らかにします。

1 4 討議と研究の視点

長年にわたる教育研究集会の研究の成果を踏まえ、県下各地の教育研究・教育実践に学び、次の観点から分科会での討議を深めましょう。

（1）「子どものいま」をとらえてその背景を探ろう

子どもの貧困と格差、デジタル機器への依存、児童虐待・性暴力、不登校など、子どもを取り巻く環境や子どもたちから表出する言動は様々です。環境が子どもたちに与えている影響、子どもの姿や行動に表れている事象の背景は何か。そして、子どもたちが抱える生きづらさはどこからくるのかを議論の中で明らかにしましょう。その中で、子どもに寄り添い、励ます教育実践を交流しましょう。

（2）子どもの「学び」について語り合おう

学習指導要領には、育成すべき「資質・能力」や「主体的・対話的で深い学び」が協調されています。これは子どものためのものではなく、国や企業が求めるグローバル人材の観点からの教育課程編成をめざすものです。私たちがめざす、人生を生きる主権者としての子どもの成長・発達のために何が必要なのか、教育課程の自主的な編成、授業実践について討議し、研究を深めましょう。

（3）憲法・児童憲章・子どもの権利条約の理念を生かした学校づくりのあり方を討議しよう

憲法、児童憲章、子どもの権利条約の理念を生かした授業づくり、学級づくりはどうすればよいのか。参加と共同の開かれた学校づくりについて討議し、実践を交流しましょう。